

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

奈良県奈良市長

## 公表日

令和7年1月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>市は、「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。合わせて、国民年金法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。</p> <p>①住民からの取得届、転入届に基づき、個人を単位とする国民年金加入資格得喪情報等を編成し、被保険者名簿を作成 ②転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報の記載、削除又は記載の修正若しくは変更 ③被保険者の正確な記録を確保するための措置 ④保険料納付困難者等からの免除等申請受付 ⑤老齢基礎年金ほか請求手続に関する受付 ⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供 ⑦受理した届書等を日本年金機構に送付進達するとともに厚生労働大臣に報告</p>
③システムの名称	国民年金標準拠システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	・窓口で申請書に記載された個人番号は本人から提示されたマイナンバーカードまたは通知カードで確認を行い、郵送で送付された場合は複数人で個人番号の確認を行い、年金事務所に進達している。市でマイナンバーカードまたは通知カードのコピー等を保管することはない。 ・システムで個人番号を確認する際は、確認者を限定し目視で確認する。また、プリントアウトをしないよう徹底している。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書は常に鍵のかかるロッカーでの保管を徹底している ・個人番号及び本人情報が記載された申請書は保存年限経過後に重要古紙として焼却処分している これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	I-3 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年3月30日	I-1 ③ システムの名称	国保年金システム	国保年金システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、中間サーバ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	公表日	平成28年3月30日	平成29年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	公表日	平成29年3月31日	平成30年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-4-①実施の有無	実施する	未定	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(別表第2における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、47、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、84、87、91、92、94、98、99、100、102、103、118、119の項)(別表第2における情報照会の根拠)・第47項、第48項、第49項、第50項	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-5-①部署	保健福祉部保険医療室国保年金課	福祉部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	I-5-②所属長	国保年金課長 福井 康隆	国保年金課長 稲垣敏浩	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	評価実施機関名	奈良市長	奈良県奈良市長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	公表日	平成30年3月31日	平成31年3月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	I-5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 国保年金課長 稲垣 敏浩	②所属長の役職名 課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規追加)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規追加)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-8. 監査 実施の有無	(新規追加)	内部監査	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IVリスク対策-9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	(新規追加)	十分に行っている	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	I-1-②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、転入等の届出の受理及び報告並びに裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理並びに保険料免除、若年者納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理等を行う法定受託事務である。	国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、転入等の届出の受理及び報告並びに裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理並びに保険料免除、納付猶予及び学生納付特例に係る届出及び申請の受理等を行う法定受託事務である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年2月28日	公表日	令和5年7月11日	令和6年2月28日	事後	
令和6年2月28日	Ⅱ-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和6年2月28日	Ⅳ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和7年1月6日	公表日	令和6年2月28日	令和7年1月6日	事前	
令和7年1月6日	I-1-②事務の概要	市は、「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の国民年金事務で取り扱う。	市は、「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の国民年金事務で取り扱う。市は、「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の国民年金事務で取り扱う。合わせて、国民年金法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用して、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。	事前	ガバメントクラウドの利用開始及び標準準拠システムの移行による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当
令和7年1月6日	I-1-③システムの名称	国保年金システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、社会保険オンラインシステム	国民年金標準準拠システム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、社会保険オンラインシステム	事前	ガバメントクラウドの利用開始及び標準準拠システムの移行による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当
令和7年1月6日	I-3 法令上の根拠	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項	番号利用法 第9条第1項 別表46の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月6日	I-3 法令上の根拠	(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2)	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月6日	Ⅱ-1-1いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月6日	Ⅱ-2-1いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月6日	Ⅱ-3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月6日	Ⅲ	基礎項目評価書及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価書及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月6日	Ⅳ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。